

事 務 連 絡

令和3年11月9日

 殿

東京航空局総務課

(担当：内田)

TEL：03(5275)9292

開示請求行政文書の送付について

標記について、令和3年11月8日付で提出のありました申出書に基づき、  
開示請求行政文書を送付致します。

差出人： [REDACTED]  
宛先： 日比野 健太  
件名： RE: 大島庁舎の改修について  
日付： 2020年11月26日 17:05:34  
添付ファイル： 工程案.pdf

---

国土交通省東京航空局  
空港部環境・地域振興課 環境係長 日比野様

日頃より大変お世話になっております。  
東京都交通局電車部営業課の藤原です。

大島庁舎の大規模改修計画につきまして、  
現時点での工程案を入手しましたので、共有いたします。  
(内部資料ですので、取扱いにご留意願います)

表中の1か月目が2021年 [REDACTED] にあたり、  
引渡しが [REDACTED] という [REDACTED] にわたる工事となります。

<概要>

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

RFの [REDACTED] にかかる工事等が始まりますと、  
9F屋上部分が [REDACTED] となり、騒音や振動の発生もあるため、  
[REDACTED] までに撤去となりますでしょうか。

どうぞよろしくお願いいたします。

=====  
東京都交通局 電車部営業課計画担当  
藤原 秀一  
(内線) [REDACTED] (直通)03-5320-6075  
=====

**From:** 藤原 秀一  
**Sent:** Tuesday, November 17, 2020 5:24 PM  
**To:** [REDACTED]  
**Subject:** 大島庁舎の改修について

国土交通省東京航空局

空港部環境・地域振興課 環境係長 日比野様

日頃より大変お世話になっております。  
東京都交通局電車部営業課の藤原です。

先日はご連絡をいただき、ありがとうございました。  
大島庁舎の改修工事につきまして、所管に確認いたしました。  
現時点での計画は以下のとおりとのことです。

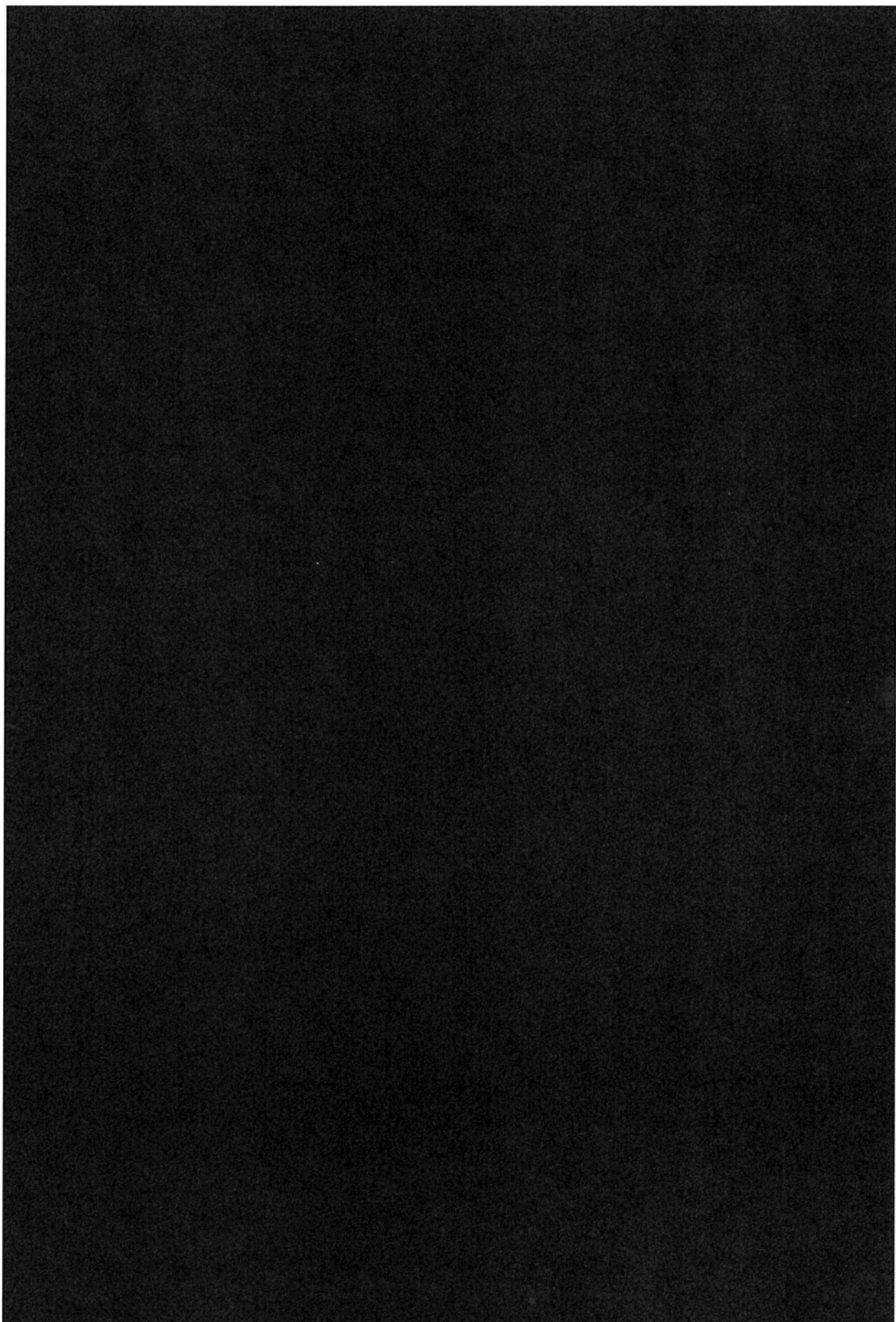
・着工は2021年[ ]、順調にいけば[ ]で完了

[ ]  
[ ]が改修対象であり、かなり大規模な計画

関連設備を撤去いただくのは、2021年[ ]でしょうか。  
万が一、撤去されずそのまま存置ということであればお知らせください。  
いろいろとお手数をおかけしまして、申し訳ございません。

引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

=====  
東京都交通局 電車部営業課計画担当  
藤原 秀一  
(内線)[ ] (直通)03-5320-6075  
=====



差出人： 指導係  
宛先： 日比野 健太  
Cc： 西野 裕音; 田中 正明  
件名： Re:Re:【江東区】航空機騒音測定局設置候補地について  
日付： 2021年3月23日 17:01:25  
添付ファイル： 下見結果.doc

---

国土交通省 東京航空局 日比野様

度々のご連絡となり申し訳ありません。江東区環境保全課の熊谷です。

屋上に上がった所感が添付されておりましたので、再度メールをお送りいたします。  
大変申し訳ございませんが、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

※江東区では情報セキュリティを目的として、外部送信の際はCCに上長を含めております。

+-----+  
江東区環境清掃部環境保全課指導係 熊谷  
[REDACTED]  
TEL 03-3647-6147 内線 [REDACTED]  
+-----+

----- Original Message -----

From:"指導係" <[REDACTED]>  
To:"[REDACTED]" <[REDACTED]>  
Cc:"西野 裕音" <[REDACTED]>, "田中 正明" <[REDACTED]>  
Date: 2021/03/23 16:38  
Subject: Re:【江東区】航空機騒音測定局設置候補地について

>  
> 国土交通省 東京航空局 日比野様  
>  
> お世話になっております。江東区環境保全課の熊谷です。  
>  
> 先ほどお送りしたメールの中で、添付資料の名称に一部誤りがございましたので再送いたします。  
>  
> 誤：第五砂町小学校 正：第五大島小学校  
>  
> また、屋上に上がった所感を添付いたしましたので、恐れ入りますがご確認のほどよろしくお願いいたします。

> ※江東区では情報セキュリティを目的として、外部送信の際はCCに上長を含めております。

>+-----+  
> 江東区環境清掃部環境保全課指導係 熊谷  
> [REDACTED]  
> TEL 03-3647-6147 内線 [REDACTED]  
>+-----+

>----- Original Message -----

>From:"指導係" <[REDACTED]>  
>To:"[REDACTED]" <[REDACTED]>  
>Cc:"西野 裕音" <[REDACTED]>, "田中 正明" <[REDACTED]>  
>Date: 2021/03/23 14:49  
>Subject: 【江東区】航空機騒音測定局設置候補地について

>  
>>

>> 国土交通省 東京航空局 日比野様  
>>  
>> お世話になっております。江東区環境保全課の熊谷です。  
>>  
>> 昨年よりご相談いただいております標記の件につきまして、別添のとおり候補地を提出いたします。  
>>  
>> ご連絡が遅くなってしまい恐縮ではございますが、よろしくお願いたします。  
>>  
>> ※江東区では情報セキュリティを目的として、外部送信の際はCCに上長を含めております。  
>>+-----+  
>> 江東区環境清掃部環境保全課指導係 熊谷  
>> [REDACTED]  
>> TEL 03-3647-6147 内線 [REDACTED]  
>>+-----+  
>>  
>>  
>

## 航空機騒音測定局候補施設の下見について

### 下見結果

#### ①東大島文化センター（江東区大島8丁目33-9）

屋上には室外機が設置されており稼働音が聞こえていた。屋上入口近くの通路では稼働音の影響はあまり感じられなかった。屋上からはしごで電気室の上まで登ることができ、そこでは室外機音は聞こえなかった。電気室上の南側で都営新宿線の電車の音が大きくはないが聞こえた。

#### ②第三大島小学校（江東区大島9丁目5-3）

屋上にプールが設置されており、使用時は音が発生すると思われる。そのほかにも児童が育てているプランターが置いてあるため、屋上に児童が上がる機会はあると思われる。屋上の一段上にR階があり室外機の設置スペースがあった。R階の入口付近には設置できそうなスペースがあった。

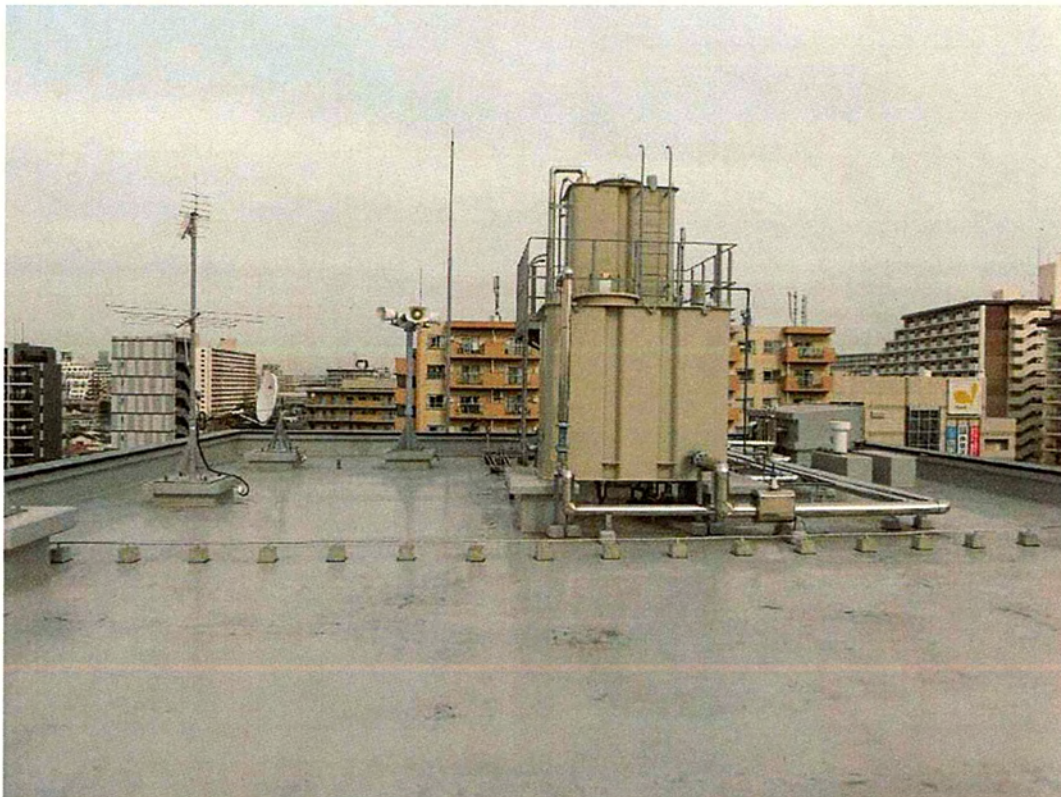
#### ③第五大島小学校（江東区大島8丁目40-13）

屋上は芝生が敷かれており、室外機等は一角に囲われていた。プールが設置されており、プール使用時はマイクを使うため音が発生するとの説明であった。室外機等を囲ってあるスペースにも設置は可能であると思われるが、稼働音の影響は受けることが予想される。近隣に背の高い建物はなく、番所橋通りからの交通音も感じられなかった。

参考：東京都交通局 車両研修場（大島 9-8-1）、大島小松川公園、小名木川排水機場（東砂 2-17-1）の外観を確認。



東大島文化センター屋上









第三大島小学校屋上

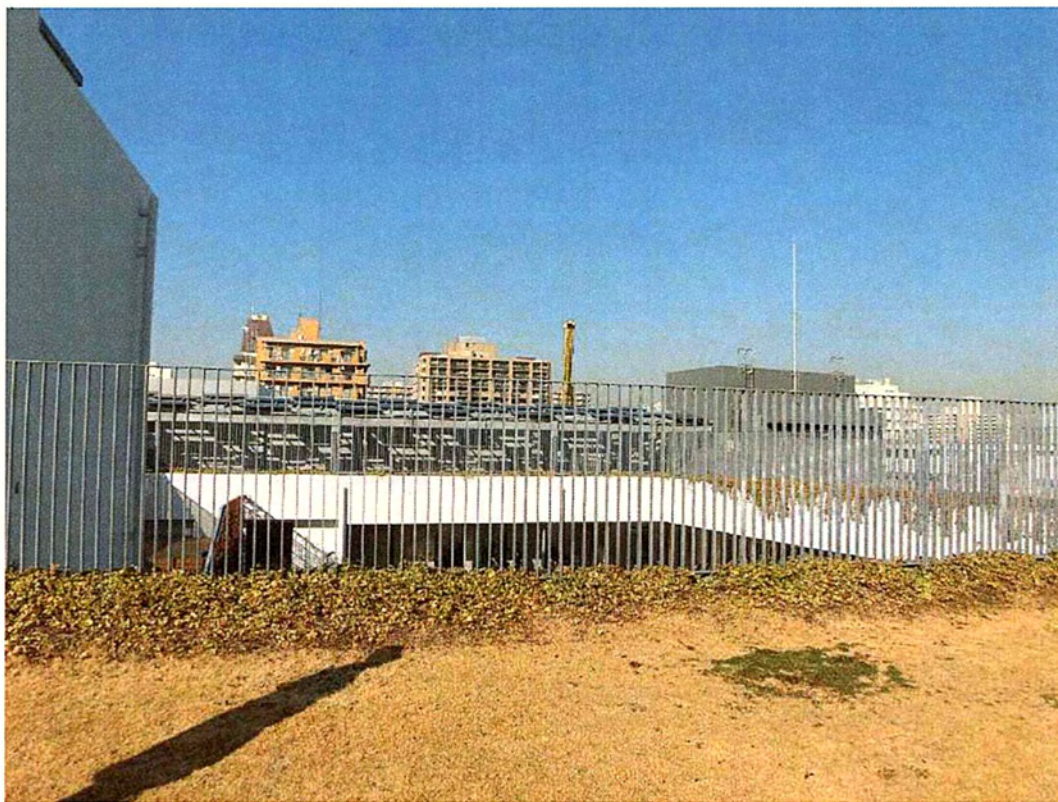




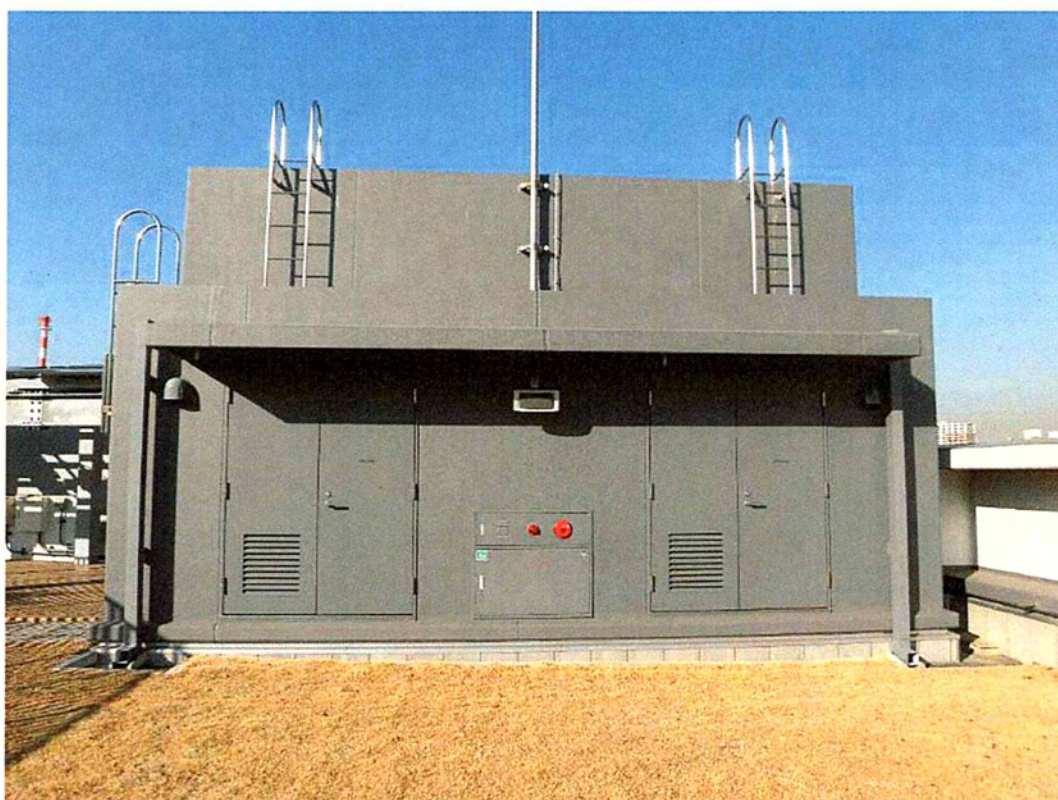




第五大島小学校屋上









その他候補地（外観のみ）  
小名木川排水機場



大島・小松川公園内建物





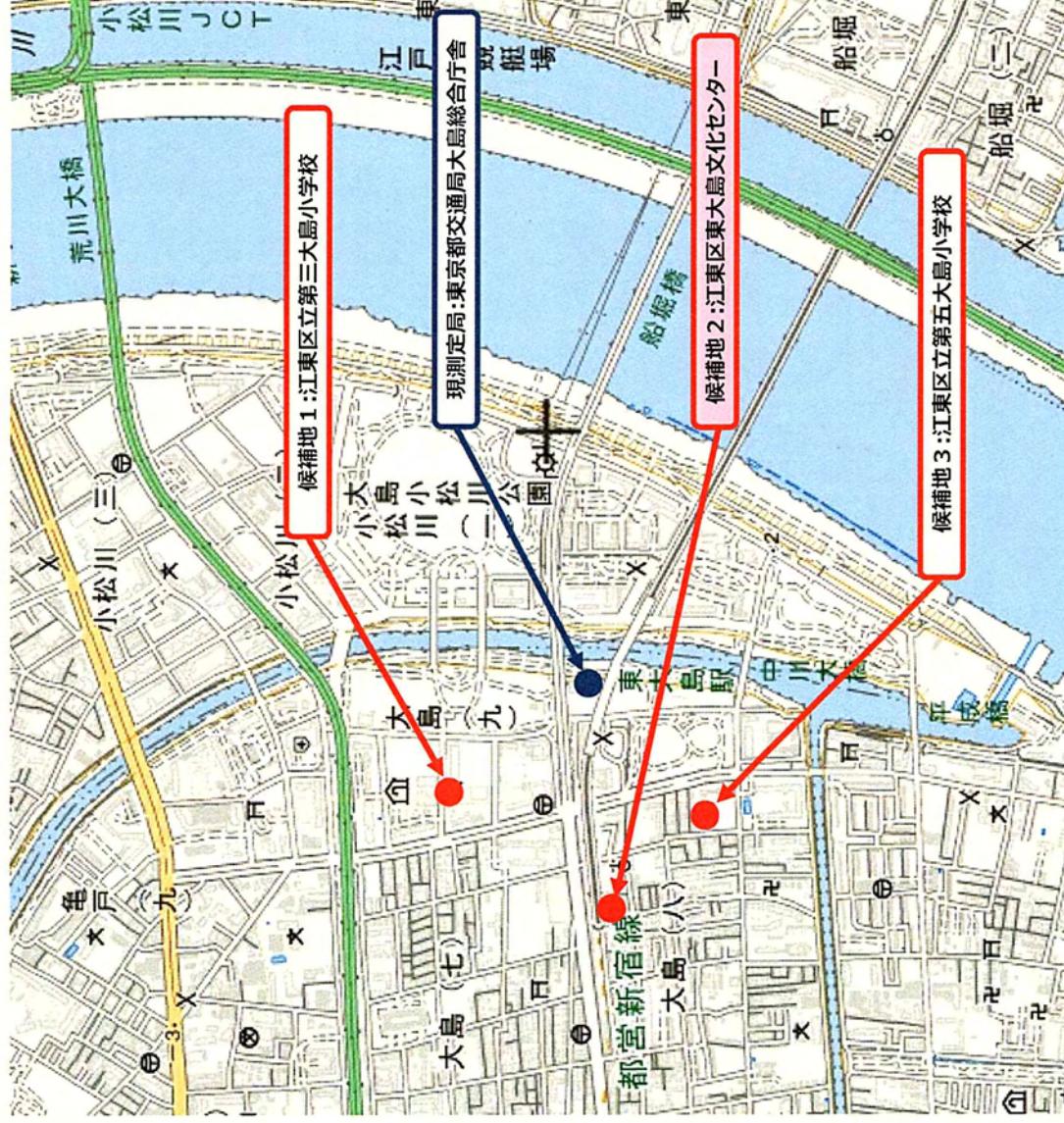
東京都交通局 車両研修場





# 騒音測定局の移設候補地の現地調査結果について

江東区よりご提示いただいた候補地（第三大島小、東大島文化センター、第五大島小）について、国交省にて現地調査を行った結果、移設先として「東大島文化センター」が最適と判断。



## 候補地 1: 区立第三大島小学校(大島9-5-3)

- ・暗騒音 52～55dB
- ・隣接するマンションによって、航空機騒音が反響し、適切に騒音を評価できないおそれがある



## 候補地 3: 区立第五大島小学校(大島8-40-13)

- ・暗騒音 52～53dB(番所橋通りの交通量の影響あり)
- ・屋上緑化(測定器の設置可否について要検討)
- ・プール使用時は騒音測定に影響を及ぼすおそれがある





## 候補地 2：江東区東大島文化センター(大島8-33-9)

- 暗騒音 47～50dB
- 航空機騒音の測定結果 (最大騒音レベル)  
 大型機 66～67dB 中型機 59～65dB 小型機 58～65dB
- 想定設置地点は屋上電気室の上で南側。室外機による音の影響はなし。

移設先として最適



### 【移設工程 (案)】

8月	9月	10月	11月	12月	1月
測定局移設の設計作業					
移設工事			移設工事		
			※大島局撤去後は測定停止となる		
				現システムへの 接続作業 →測定開始	

## 決裁・供覧

件名	東京国際空港航空機騒音測定局移設工事実施設計				文書番号		
					東空環第65号		
伺文	標記の件について、東京都交通局大島総合庁舎の改修工事により、既設の航空機騒音測定局で測定を継続することができなくなることから、これを撤去して、新たに江東区東大島文化センターへ移設することとしたいので、別紙（試行書式／実施計画、見積徴収及び契約締結伺）のとおり実施してよろしいか伺う。						
起案	起案日	令和3年8月3日		受付日			
	部署	国土交通省 東京航空局 空港部 環境・地域振興課		決裁	決裁処理期限日		
					決裁日 令和3年8月17日		
	起案者	鈴木 富潤		施行	施行処理期限日		
					施行日		
	分類名称	連絡先		7345			
		大分類		工事等の実施		施行先	
						施行者	
	中分類		工事・役務等		取扱上の注意		
	取扱区分	名称(小分類)		令和3年度契約関係			
秘密区分		なし					
秘密期間終了日				格付け	機密性格付け 2		
指定事由					取扱制限		
保存					保存	行政文書保存期間 5年	
						保存期間満了時期 令和9年3月31日	
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄（別紙）参照						
備考欄	代行機関：経理課長						

## 決裁・供覧

件名	令和3年度行政財産使用許可申請書の提出について（江東区東大島文化センター）		文書番号	
			東空環第68号	
伺い文	<p>標記の件について、東京都交通局大島総合庁舎の改修工事により、既設の航空機騒音測定局で測定を継続することができなくなることから、これを撤去して、新たに江東区東大島文化センターへ移設することとしたい。</p> <p>については、新たな移設先（江東区東大島文化センター）の測定局設置に係る行政財産使用許可申請書を次案のとおり江東区長あて提出してよろしいか伺う。</p>			
起案	起案日	令和3年8月11日	受付日	
	部署	国土交通省 東京航空局 空港部 環境・地域振興課	決裁 決裁処理期限日	
	起案者	鈴木 富潤	決裁 決裁日	令和3年8月12日
	連絡先	7345	施行 施行処理期限日	
分類名称	大分類	環境	施行 施行日	令和3年8月12日
	中分類	航空機航行	施行先	江東区長
	名称(小分類)	令和3年度 施設使用申請等	施行者	東京航空局 環境・地域振興課長
			取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分	なし	格付け 機密性格付け	2
	秘密期間終了日		取扱い制限	
	指定事由		保存 行政文書保存期間	5年
			保存 保存期間満了時期	令和9年3月31日
決裁・供覧欄	<p>東京航空局 空港部 環境・地域振興課 前原 直也（課長）【済】</p> <p>東京航空局 空港部 環境・地域振興課 佐藤 有正（専門官）【済】</p> <p>東京航空局 空港部 環境・地域振興課 日比野 健太（係長）【済】</p>			
備考欄	<p>東京航空局局長等専決規程第4条（軽微事項の処理）に基づき、課長専決とする。また、東京航空局行政文書取扱細則第7条（3）に基づき、課長を文書名義人として施行する。</p>			



東 空 環 第 号  
令 和 年 月 日

江東区長 あて

住所 千代田区九段南 1-1-15  
九段第二合同庁舎

申請者

氏名 国土交通省 東京航空局 空港部  
環境・地域振興課長  
前原 直也 印

### 行政財産使用許可申請書

下記の行政財産を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

所在地	江東区大島8-33-9
名称	江東区東大島文化センター 建物の一部
種目・地目・構造	建物
数量	7.4145㎡
工事期間	行政財産使用許可日より設計期間含め4か月（予定） 工事完了検査終了後から運用開始
期間	令和3年11月30日から 令和6年11月29日まで
目的	航空機騒音測定のため
その他参考となる事項	使用する機器の設置場所等については、別添設計図面を参照いたします。現在測定機器設置場所改築工事に伴う騒音測定器の移設（現在の設置場所は東京都交通局大島総合庁舎）。



## 決裁・供覧

件名	東京国際空港航空機騒音測定局移設工事			文書番号		
				東空環第78号		
伺文	<p>標記の件について、東京都交通局大島総合庁舎の改修工事により、既設の航空機騒音測定局で測定を継続することができなくなることから、これを撤去して、新たに江東区東大島文化センターへ移設することとしたので、別紙（第18号書式／実施計画）のとおり実施してよろしいか伺う。</p> <p>なお、本件について、東京都、江東区とは調整済みである。</p>					
起案	起案日	令和3年9月14日		受付日		
	部署	国土交通省 東京航空局 空港部 環境・地域振興課		決裁	決裁処理期限日	
				決裁	決裁日	令和3年9月16日
	起案者	鈴木 富潤		施行	施行処理期限日	
				施行	施行日	
	連絡先	7345		施行	施行先	
					施行者	
	分類名称	大分類	工事等の実施		施行	取扱上の注意
		中分類	工事・役務等			
	取扱区分	名称(小分類)	令和3年度契約関係		格付け	機密性格付け
秘密区分		なし		格付け	取扱制限	
秘密期間終了日					保存	行政文書保存期間
取扱区分	指定事由			保存	保存期間満了時期	令和9年3月31日
決裁・供覧欄						
備考欄	東京航空局部長等専決規程第8条（24）に基づき、空港部長専決とする。					